

指定訪問介護事業

1. 事業所の概要

- (1) 事業所名称 社会福祉法人精華町社会福祉協議会
- (2) 所在地 京都府相楽郡精華町南稲八妻砂留2番地1
- (3) 事業者番号 2671400089
- (4) 提供地域 精華町
- (5) 指定年月日 平成12年4月1日

2. 同事業所の職員体制

- (1) 管理者 1名（事務局長）
- (2) サービス提供責任者 4名（介護福祉士）
- (3) 訪問介護員 18名（介護福祉士、介護職員初任者研修（旧ヘルパー2級）修了者）

3. 営業時間等

営業日時 365日・午前7時30分から午後7時まで

4. サービス内容

- 【要介護者に対する訪問介護サービス】
- (1) 身体介護（食事介助・入浴介助・排泄介助・清拭・体位交換など）
 - (2) 生活援助（買い物・調理・掃除・洗濯など）

5. 利用料金等

- (1) 利用料 介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の1割又は2割・3割です。ただし、介護保険の給付の範囲を越えたサービス利用は全額自己負担となります。

【要介護者に対する訪問介護基本料金】

内 容	20分～30分未満	30分～1時間未満	1時間～1時間30分未満	1時間30分～2時間未満
身体介護	2,930円	4,640円	6,800円	7,790円
内 容	20分～45分未満	45分以上	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	料金の24.5%
生活援助	2,150円	2,640円	地域加算（6級地）	料金の4.2%

※基本料金に対して、早朝（午前7時30分～午前8時）と夜間帯（午後6時～午後10時）帯は25%増しとなります。
※基本料金に対して、特定事業所加算（Ⅰ）の料金が含まれています。

6. 個人情報の取り扱い

業務上知り得た利用者等の個人情報は、本会が定める「個人情報保護規程」に基づいて、適切に管理します。
また、訪問介護等事業を行う上で、本会の担当者が業務上知り得た利用者等の個人情報は、利用者の同意を得ることなく他の目的（事業）に利用することはありません。

7. サービスに関する苦情等

- (1) 当事業所の相談・苦情担当 在宅介護課 訪問介護係長：杉山 世津子
(電話) 0774-98-3526
- (2) 本会以外の相談・苦情窓口 精華町 健康福祉環境部 高齢福祉課 高齢介護係
(電話) 0774-95-1932
京都府社会福祉協議会 運営適正化委員会
(電話) 075-252-2152
京都府国民健康保険団体連合会
(電話) 075-354-9050

社会福祉法人精華町社会福祉協議会